

2024年度アメリカ大統領選挙と医療政策

京都橋大学経済学部教授

高山 一夫



2024年のアメリカ大統領選挙(11月5日に投票)がいよいよ近づいてきました。

本年1月から始まった予備選挙・党員集会においては、民主党は大きな党内対立もなく現職のバイデン大統領が選ばれる一方、共和党も候補が早々に撤退し前職のトランプ氏が候補者に選出されました。正式な候補者指名は両党の党大会(民主党は8月、共和党は7月)を経てからですが、現職大統領と前大統領の対決となれば、アメリカの政治史上でも初めてとなります。どちらの候補者が勝利するかは予断を許さないものの、仮にトランプ氏が勝利したとしても、医療政策に関して大きな制度改革がなされる見通しは小さいと考えます。

アメリカ大統領選挙の仕組みと2024年選挙の見通し

大統領選の仕組みについて少し補足します。選挙制度は少し特殊で、直接、有権者(18歳以上の成人で事前に登録する必要がありす)からの得票数で決まるのではなく、各州において各党の選挙人(全米で538人)を選出する間接選挙方式をとります。各州の選挙人が最終的な投票を行うため、アメリカの大統領選挙では、選挙人の過半数である270人を獲得することが勝利条件となります。

ここで特徴的なことは、各州における選挙人の選出において、有権者からの得票数に比例するのではなく、1票でも多く獲得した党

が、その州の選挙人―選挙人団(electoral college)とよばれます―を総取りする仕組みが取られている点です(メイン州とネブラスカ州は得票率を一部反映)。各州の選挙人の選出が総取り方式で決まるため、有権者からの得票総数と選挙人数が異なることになり、事実、2016年の大統領選挙では、有権者から6585万票を獲得したヒラリー・クリントン氏が、選挙人数では270名に届かず、得票総数6298万票のトランプ氏に敗れています。

各州における選挙人の定数は、上院議員定数2名(すべての州で同一)と国勢調査基準に基づく下院議員定数との合計によって、決められます。2024年では、選挙人数が最

小の3人（アラスカ州など6州とワシントンD.C.）から最大の54人（カリフォルニア州）まで、大きな幅があります。選挙人数の大きな州が戦略的に重要であることは言うまでもありません。しかし、アメリカの多くの州は、事実上、民主党と共和党のいずれかに色分けできます。ニューイングランドや太平洋岸の州では民主党が、内陸部や南部の州では共和党が、ほぼ勝利しています。

ただ、勝利政党が不安定な激戦州（スイング・ステート）もいくつかあり、2024年選挙においては、7州（アリゾナ州、ジョージア州、ミシガン州、ネバダ州、ノースカロライナ州、ペンシルベニア州、ウィスコンシン州）、選挙人数で93票の行方が注目されます。2020年の選挙では上記7州のうちノースカロライナ州を除く6州でバイデン氏が勝利しましたが、最近の世論調査では、7州のいずれにおいてもトランプ氏がリードしています^①。

2024年の大統領選挙では、バイデン氏とトランプ氏の争いが拮抗しているだけに、民主・共和両党以外の候補者も目が離せませ

ん。今回の大統領選挙では、ロバート・ケネディ・ジュニア氏、ジル・スタイン氏（緑の党）、コーネル・ウェスト氏、チェイス・オリバー氏（リバタリアン党）が立候補しています^②。これらの候補者の得票数がとくに激戦州における民主・共和両党の勝利を左右しかねず、2016年の大統領選挙では、本来はヒラリー氏を支持する票の一部がスタイン氏に流れたことが、結果としてトランプ氏の勝利をもたらしたとの分析もあります。こうした事情から、とくに接戦となる選挙において、第三党または無所属の候補者は、ときに「選挙を台無しにする候補」（spoiler candidate）と揶揄されます。

今回の大統領選挙において注目されるのは、ジョン・F・ケネディ元大統領の甥でもあるロバート・ケネディ・ジュニア氏です。同氏は、コロナ禍において反ワクチン（陰謀論）の論陣を張ったことでも有名で、今回は親族の反対を押し切る形で立候補しようです。今回は無所属での立候補であるため、各州において投票用紙に候補者として記載が認められる必要があります、今後いくつかの州で投票用紙に記

載されるのが注目されます。

2024年の大統領選挙を考えるうえでは、激戦州やその他候補といった不確定要素に加えて、バイデン、トランプの両候補者自身の問題もあります。とくにトランプ氏が元大統領としてはアメリカ史上はじめての有罪判決（2024年5月31日ニューヨーク地裁）を受け、7月11日にも量刑（おそらくは罰金刑）が言い渡されることは、投票行動に一定の影響を及ぼすと思います（その後9月18日に延期との報道）。他方、バイデン氏も、高齢に伴う健康不安説に加えて、パレスチナ問題をめぐる学生の反発（全米の主要大学でストライキも発生）が投票に影響する可能性があります。また、6月27日の第1回目のテレビ討論（CNN）では終始劣勢との印象を視聴者に与えたとして、バイデン氏は大統領選挙から撤退すべきだとの主張も散見されます（2回目のテレビ討論会（ABC）は9月10日に予定）。バイデン氏が自ら退かない限りは民主党候補者の変更はありませんが、8月の民主党大会にむけて、一波乱あるかもしれません。

医療政策への影響

次に、2024年大統領選挙・議会議員選挙による医療政策への影響を考えます。大統領選挙と同日に、議会議員選挙（上院は3分の1の33議席、下院は435議席のすべてが改選）も実施されます。選挙により、大統領の所属政党と上下両院の多数派政党がいずれも同一政党である場合を「統一政府」といい、そうでない場合を「分割政府」と呼びます。統一政府が実現すると、大統領は議会指導部の協力を得て、自らが掲げる政策を実現しやすくなります。近年では、2008年のオバマ政権、2016年のトランプ政権、そして2020年のバイデン政権の発足時に、統一政府が実現しました。しかし、いずれの政権も2年後の中間選挙で所属政党が議会で少数派に転じ、またオバマ政権は2期目の4年間を通じて分割政府に直面したため、法案審議がなかなか進まず、行政命令を活用した政策の実施に重きを置かざるを得ませんでした。近年の経験則から言えば、バイデン氏とトランプ氏のいずれが勝利しても2期目となるた

め、分割政府となる可能性が高いといえます。ただし、2024年の上院の改選議席数のうち23は6年前の改選で民主党（独立派を含む）が保有した議席です。今回の改選では、再選を取りやめたマンチン議員の地元ウェストバージニア州、また2020年大統領選挙においてトランプ氏が勝利したオハイオ州やモンタナ州などでは、民主党が上院での議席を失う可能性が指摘されており、上院の多数派は共和党が掌握することになります⁽³⁾。他方、全議席が改選となる下院では、共和党の219議席に対して、民主党も213議席を有していることから（3議席は空席）、かなりの接戦が予想され、民主党が下院の多数派を占める可能性も小さくないと思います。大統領選挙および議会議員選挙における激しい政治的党派対立にもかかわらず、医療政策においては、例外的に超党派的な支持が見られます。2024年5月にカイザー・ファミリー財団が実施した世論調査によれば、インフレ抑制法で実現したメディケア薬価制度改革に関して、「薬価交渉の対象医薬品目数を増やすべき」と回答した者の割合は、民

主党支持層の79%に対して、共和党支持層も68%に上りました。また、同法により施行されたインシュリンや医薬品に係る患者負担の上限設定については、両党の支持者いずれも90%近くが賛成しました⁽⁴⁾。

そもそもメディケア薬価制度改革の創設に際して、インフレ抑制法自体は民主党内の対立もあって成立が難航したものの、薬価交渉制度の導入や患者負担・保険料負担の軽減に関しては、超党派的な支持が存在していました⁽⁵⁾。2024年5月の世論調査でも、そうした傾向が継続したといえます。そのため、仮にトランプ氏が大統領に返り咲き、かつ共和党が議会で多数派を掌握したとしても、インフレ抑制法が創設したメディケア薬価制度改革を廃止することは、政治的に困難であると考えます。

他方、交渉対象薬を製造する製薬企業および業界団体（PhRMA）は、罰金を伴う価格交渉制度は合衆国憲法第5修正（適正手続きと財産権の保障）に違反するとして、連邦政府を提訴しています。2024年6月時点では、連邦地裁（デラウェア、ニュージャージー

ジー)において製薬企業はいずれも敗訴しており、またPhRMAの提訴も棄却(テキサス)されています。製薬企業・団体によるメディケア薬価交渉制度の違憲訴訟はおそらくは成功しないと思いますが、トランプ大統領が再び発足したならば、連邦政府は提訴への反論を取りやめ、ACAに倣って罰金を実施的に廃止する等により、製薬企業・団体と和解する可能性もあります。

ただし、トランプ氏自身は、「子どもたちを薬漬けにしている」などとして製薬企業を批判する発言を繰り返すとともに、大統領選挙の公約集である「アジェンダ47」において、諸外国と同等の価格(best price)での支払いを製薬企業に要求するとしています。自由薬価制度をとるアメリカで外国価格参照制度が創設されるとなれば、対象医薬品を慎重に限定し、かつ価格の公定ではなく交渉の枠組みを設けたメディケア薬価交渉制度の創設とは、比較にならない大改革となります。この公約はさすがに実現しないと思いますが、前政権において提唱した、カナダからのジェネリック医薬品の輸入促進などは、進められる

と考えます。

他方、バイデン政権が継続した場合、メディケア薬価交渉制度をはじめとする制度改革が継続されることは確実です。また、バイデン政権は、特許法(バイ・ドール法)を活用した医薬品価格の引き下げも検討しており、商務省国立標準技術研究所(NIST)は連邦政府の研究補助金を交付された発明・特許を第三者に包括的にライセンスする権利(マーチン権)の行使に係る手続きを公表しています⁽⁶⁾。医薬品の多くはクロスライセンスであるため、実際の薬価引き下げ効果はほとんどないという分析もありますが、これまで発動されたことのないマーチン権が活用されるとなれば、製薬企業のみならず、多くの企業の知財戦略にも影響を及ぼすと思います。その意味では、特許法をめぐる今後の規則改定の動向にも注意を払うべきでしょう⁽⁷⁾。

3年以上にわたり本連載にお付き合いいただき、ありがとうございます。本誌『文化連情報』のますますのご発展を心より祈念いたします。

文

- (1) 270 To Win, "2024 Presidential Election Polls"
- (2) BBC, "It's Biden v Trump again - but who else is running for president in 2024?", May 31, 2024
- (3) CNN Politics, "The 10 Senate seats most likely to flip in 2024", April 5, 2024.
- (4) KFF, "KFF Health Tracking Poll: Voters' Views of Health Policy Issues in Context of Presidential Campaigns", May 2024.
- (5) 高山一夫『現代アメリカ医療政策の展開ーポストコロナへの軌跡とバイデン政権』(法律文化社、2024年)の第8章も参照。
- (6) do., "FACT SHEET: Biden-Harris Administration Announces New Actions to Lower Health Care and Prescription Drug Costs by Promoting Competition", December 7, 2023.
- (7) NBER, "The Feasibility of Using Bayh-Dole March-In Rights to Lower Drug Prices: An Update", March 2024.